

ロシア極東における国営農場の再編成と個人農の形成

北海学園大学経済学部 大沼 盛男

市場経済への移行に引き続くソ連邦の崩壊を通じて、ロシアが当面する最大の体制変革は、一連の土地改革、すなわち土地所有における私的所有の大規模な導入であろう。とくに1989年の最高会議で一連の土地所有関連法が提起されて以来、農業改革の課題は、それまで支配的体制であった国営・集団農場の解体を促し、その対極に多数の個人農を成立させることに向けられた。その具体化は1990年12月の個人農経営法に続く翌91年5月のロシア土地法において、国営・集団農場の土地・資産を構成員に持分として均一に配分し、脱退の自由を認め、その時点で土地を分与する制度にあった。この改革は農村崩壊への本格的な再建策が不在のまま短期間に国営・集団農場の解体を迫る事業だけに、そのプロセスには土地問題、農法体系、農村社会整備など多くの面で矛盾や問題点が噴き出している。

このような変革期の農業改革についての調査はいま、やっと緒についたばかりである。広大なロシアの農村を背景として土地改革がどのような姿をとるかは極めて強い地域性に規定されるのは当然である。そこで、これまで調査の盲点だったロシア極東の代表的農業地帯の調査を試みた。ロシア極東の農業地帯は沿海州、ハバロフスク地方、アムール州の3地域に集中しているが、このうち1993、94年に沿海州、ハバロフスク地方の2州を対象に、国営・集団農場の変質と新生個人農の実態を予備的に調査したのがこの報告である。

極東で改組の対象となった国営・集団農場は約740事業体だが、1993年7月現在、国営農業企業として継続したのが約26%、法人会社への転換が約70%となった。だが、その再編成は必ずしも期待された方向に進んではいない。構成員への土地分配は名目的で、脱退する構成員への土地委譲もスムーズにゆかず、したがって、国営・集団農場の構成員から個人農へ転換する事例は極めて少ない。その場合でも、個人農への土地ファンドは農場内の耕作放棄地か未利用地など生産性の低い劣等地が準備されているに過ぎない。

他方、個人農の多くは都市や農村在住の非農民が主で、極東全体で約15,500戸と称しているが、1992年に入り明らかに参入テンポは鈍っており、その立地は遠隔地か原野などの低生産地が主である。個人農経営の陰路は1992年以降の急激なインフレーションによる機械、資材の価格高騰とそれへの投資の困難さにある。これに対する国家の制度金融は劣悪で（資金枠の制限、高金利水準）、そのうえ農産物販売価格の低迷と都市住民の食料自衛強化による農産物需給のアンバランスがこれら新設個人農にも追い討ちをかけている。

極東の農業改革はスタートの段階で、つぎのような特徴と動きをしめしつつある。

①現在、成立しつつある個人農の実態は、まさに日本における戦後開拓農民とその置かれている条件が酷似しており、その定住化は流動的である。さらに地方政府、農業関係機関のみる個人農の評価も様々である。日本の開拓農民の棄民化の経験をどう伝達するか。

②国営・集団農場では個人農の連合組織としての農民経営連合体に衣替えする農場が現われる反面、法人化した国営農場が再び国営化への逆コースの道を辿る動きも生まれている。解体の運命にある国営・集団農場では、いま多様な生き残り戦略が模索されている。

③これまで国営農場が担ってきた農村社会のインフラ（学校、幼稚園、病院、集会所、交通、水道など）がその解体にともなって、地方自治体への移管が計画されているが、自治体財政の破綻によってその道も閉ざされ、事実上の機能停止に追い込まれている。